

2000年11月10日制定
2002年12月9日改正
2010年12月11日改正
2014年5月17日改正
2015年5月16日改正
2019年5月11日改正

精密工学会北陸信越支部奨励賞規定

1. 総 則

- 1-1 精密工学会北陸信越支部に、精密工学会北陸信越支部奨励賞を設ける（以下、奨励賞という）。
- 1-2 奨励賞は、精密工学の分野で優れた業績を上げた若手の研究者・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して贈賞する。
- 1-3 贈賞の対象となる研究業績は、精密工学・工業の発展に寄与する研究とする。
- 1-4 受賞の対象となる者は、以下の項目をすべて満足すること。
 - (1) 北陸信越地区所在の大学、高専等の教育研究機関もしくは企業に所属していること。ただし、受賞の対象となる論文が北陸信越地区所在の機関に在籍時に行ったものであれば、現在他地区の機関に所属していても応募は妨げない。
 - (2) 当該年度末において満40歳以下であること。
 - (3) 論文が当該年度の12月まで過去3年間に精密工学会誌あるいは欧文誌 (Journal of the International Societies for Precision Engineering and Nanotechnology) に掲載されていること。ただし、筆頭著者で無い場合、共著者による推薦書を添付すること。
 - (4) 本賞以外にこれまで公的褒賞を受けていない研究業績であること。
- 1-5 贈賞は原則として毎年数件以内とする。

2. 審査委員会

- 2-1 審査委員は幹事会構成員（支部長、副支部長、幹事、理事）とし、審査委員長は支部長がこれにあたる。ただし、審査委員に利益相反がある場合は、当該応募の審査から除く。
- 2-2 審査方法は「北陸信越支部奨励賞審査細則」に定める。
- 2-3 審査委員長は審査委員会を主催し、次年度の第1回幹事会にてこれを報告する。

3. 表 彰

- 3-1 表彰は原則として次年度の北陸信越支部学術講演会会場にて行う。
- 3-2 表彰は賞状および記念品とする。

(2000年11月10日制定)
(2002年12月9日改正)
(2010年12月11日改正)

(2014年5月17日改正)

(2015年5月16日改正)

(2019年5月11日改正)

精密工学会北陸信越支部奨励賞審査細則

1. 当該年度12月末を締め切りとして、自薦・他薦により推薦者を募集する。
2. 審査委員は当該年度12月末までに推薦論文を庶務幹事に報告し、庶務幹事は自薦・他薦を含む全候補者リストを作成して審査委員に配布する。
3. 審査委員は直ちに審査を開始し、当該年度1月末までに審査を終え、庶務幹事に審査結果を報告する。
4. 審査委員は各自持ち点を10点とし、全推薦論文の中から上位3位までに持ち点を配分する。ただし、最高点を5点とする。
なお、審査にあたっては、〔1.独創性、2.工業的寄与とその波及効果、3.工学的寄与とその波及効果、4.努力度〕などを総合的に判断する。上記の評価項目には特に重みをつけず、均等に評価する。
5. 庶務幹事は審査結果を審査委員に報告し、合議の上、直ちに受賞者を決定する。
6. 表彰式は原則として次年度の北陸信越支部学術講演会会場にて行う。
7. 庶務幹事は審査経過を次年度第1回幹事会および支部総会にて報告する。